

2024年3月28日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 樋口 達夫
(コード番号: 4578 東証プライム)
問合せ先 IR部長 小暮 雄二
(TEL 03-6361-7411)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年4月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 363,900株
(3) 処分価額	1株につき6,382円
(4) 処分総額	2,322,409,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）8名 156,000株 当社子会社の取締役 36名 207,900株
(6) その他	本自己株式処分については、臨時報告書の提出を予定しております。

※ 処分先のうち、当社子会社の取締役とは、当社傘下の主要事業会社である大塚製薬株式会社、株式会社大塚製薬工場、大鵬薬品工業株式会社、大塚化学株式会社、大塚食品株式会社、大塚倉庫株式会社及び大塚メディカルデバイス株式会社の取締役を指します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年3月28日開催の第11期（2018年度）定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、中期経営計画の達成、ひいては中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることに加えて、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。あわせて、当社子会社の取締役の一部についても、当該制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度（対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度と総称して、以下「本制度」といいます。）を導入しております。

また、当社は、本日開催の第16期（2023年度）定時株主総会において、本制度に係る当社の報酬枠を改定することについて、株主の皆様にご承認いただきました。今般の改定は、当社業績の伸展及び当社株価の上昇に伴う当社の株式価値の増加という事情等を考慮し、従前までの年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）という点を、年額12億円以内とさせていただいたもの

となります。

その結果、当社では、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額を年額 12 億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とすること、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を年 16 万株以内（ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。）とすることが認められております。

本自己株式処分は、本制度の一環として、2024 年 3 月 28 日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、譲渡制限付株式の割当てを受ける際の出資財産とすることを条件として割当予定先である当社の対象取締役 8 名及び当社子会社の取締役 36 名（個別に又は総称して、以下「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を当社に現物出資させることにより、自己株式処分の方法により処分されるものです。

3. 本譲渡制限契約の概要

当社は、割当対象者それぞれとの間で、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結する予定です。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2024 年 4 月 26 日（以下「払込期日」といいます。）から 2031 年 6 月 1 日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本譲渡制限契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、譲渡制限期間中、評価対象期間に係る指標（下記（3）「指標達成による譲渡制限の解除条件」に定める各評価対象期間に係る指標を意味する。）の達成の有無が当社において確認されるまで、継続して、当社の取締役（割当対象者が当社の取締役を兼務しない当社子会社の取締役である場合には、当該子会社の取締役）の地位にあったこと、かつ、評価対象期間に係る指標が達成されたことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 指標達成による譲渡制限の解除条件

当社の第 17 期（2024 年度）を評価対象期間とする譲渡制限付株式については、財務指標（EPS 及び TSR）の達成を譲渡制限の解除条件とし、また、第 17 期（2024 年度）から第 19 期（2026 年度）の 3 事業年度を評価対象期間とする譲渡制限付株式については、当社が 2024 年 6 月 7 日に公表予定の第四次中期経営計画のうち、当該 3 事業年度にかかる財務指標（ROIC 及び CF 等）や非財務指標（当社の ESG への取り組みに関する外部評価指標等）といった指標の達成を譲渡制限の解除条件とする。

(4) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了その他の正当な理由により退任した場合の取扱い

割当対象者が任期満了その他の正当な理由により退任したものと決定した場合、譲渡制限を解除する時期、譲渡制限の解除の対象となる株式数を必要に応じて合理的に調整する。

(5) 当社による無償取得

上記（2）乃至（4）等により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式の全部について、当社は、解除時点の直後において、当然に無償で取得する。なお、上記（2）乃至（4）に従い譲渡制限が解

除されないことが確定された本割当株式がある場合には当該本割当株式の全部、又は、本指標条件を達成しなかった場合若しくは達成しないことが明らかになった場合には当該本指標条件に係る本割当株式の全部を、当該時点の直後において、当然に無償で取得する。

(6) クローバック制度

割当対象者は、譲渡制限の解除後3年を経過する日までの間に、割当対象者の取締役在任中の期間に係る財務諸表の修正がなされた場合等においては、譲渡制限が解除された割当株式（同株式を全部又は一部売却済みの場合、売却分については譲渡制限の解除時の時価相当額）を返還しなければならない。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡等を行うことができないよう、当該期間中は、割当対象者が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年3月27日（本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である6,382円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上